

取引先と共存共栄関係を築こうと考える経営者の皆様へ

パートナーシップ構築宣言は
2020年6月に創設されました。



<https://www.jcci.or.jp/partnership/>

大企業と中小企業が
共に成長
するために!

取引先との
持続可能な関係
を築くために!

パートナーシップ構築宣言とは? あらゆる規模・業種の企業や個人事業主に宣言いただけます

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言(コミット)するものです。



新たなパートナーシップ
規模・系列を超えた連携
お互いWin-Winの関係で!



適正な取引価格の実現
価格交渉ができる関係に!



下請代金の支払条件改善
資金繰りの改善!

Webサイトではパートナーシップ構築宣言の仕組みや目的などの動画、PDFをご覧ください。



「パートナーシップ構築宣言」プロモーションビデオ
～アフターコロナを勝ち抜く
トップの決断!～



「月刊石垣」別冊
「パートナーシップ構築宣言」
特集号

メリット・効果は?

「宣言」が公式ポータルサイト※に掲載・公表されます

中小企業庁のニュースリリースにも掲載されます(不定期)。

※(公財)全国中小企業振興機関協会の運営サイト



宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れて、取引先との共存共栄の関係を築こうとする会社(ホワイト企業)であることをアピールできます。



一部の補助金で加点措置が受けられます

「ものづくり等補助金」や「省エネ補助金」等で加点措置が受けられます。



最新の支援措置(補助金の加点措置)等は、QRコードからご覧いただけます。

<https://www.biz-partnership.jp/info.html#chap-subsidy>



SDGs 「宣言」の取組みを实践することでSDGsも同時達成することになります

今や多くの企業が取組む「SDGs」(持続可能な開発目標)
「宣言」を通じて次の5つの目標に取組んでいることとなります。



多くの企業が宣言することで
新たな共存共栄関係を構築しましょう

日本商工会議所 会頭
三村 明夫

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

経営改善を図るなら！ マル経融資のご案内

【小規模事業者経営改善資金】

小規模事業者のみならず、従業員20人未満の事業者が、事業用資金の借入を検討されている場合、当所として最もお勧めしたい融資制度は、マル経融資です。

この制度は、商工会議所が行う経営指導に基づき、事業用資金を商工会議所が推薦し、無担保・無保証人で日本政策金融公庫が融資するものです。

融資対象となる事業規模は従業員が20人以下、(商業・サービス業)の場合は5人以下の法人・個人事業主の方、(小規模事業者)に拡大され、融資限度額は2,000万円となっています。平成26年1月7日から、サービス業のうち、宿泊業、娯楽業

「もしも」や「まさか」に備えて安心！ 生命共済ご加入の おすすめ

役員および従業員の福利厚生制度にご活用いただけます。

生命共済制度は、従業員事業所の発展を願って、中津商工会議所が推進している福祉事業のひとつです。保険として保障に加えて、大分県商工会議所連合会独自の見舞金・祝金制度を備えており、多くの事業所様にお役立ただいております。

①不慮の事故による通院

■保障内容【2口コースの場合】

お支払い事由	保険金額・給付金額(定期保険(団体型))
死	500万円
亡	100万円
入院・治療	所定の不慮の事故により入院されたとき(入院給付金) 一日につき3,000円(1日以上60日限度) ガンにより入院されたとき(ガン入院一時金) 4万円 6大生活習慣病により入院されたとき(6大生活習慣病入院一時金) 2万円 がん治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき(ガン先進医療一時金) 10万円

※記載の内容は生命共済制度の内容の一部を記載したものです。ご加入にあたっては、パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

■大分県商工会議所連合会独自の給付制度の内容

給付内容	給付金額
事故通院見舞金	ご契約の給付金額(最大30,000円)
結婚祝金	2口以上、一律10,000円
出産祝金(女性本人のみ)	2口以上、一律10,000円
成人祝金	2口以上、一律10,000円
日本商工会議所・東京商工会議所 検定3級以上合格祝金	一律5,000円
病欠入院見舞金	10日以上 ご契約の給付金額(最大10,000円) 20日以上 ご契約の給付金額(最大20,000円)
PET(ペット)健診助成金	ご契約の給付金額(最大10,000円)
75歳満了時記念品	記念品贈呈

※大分県商工会議所連合会独自の給付制度は、運営費の一部によってもなされます。詳細については、「生命共済 見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

で審査することが義務づけられているため、審査日の兼ね合いによっては、決定までに時間がかかることがあります。

マル経融資の推薦にあたっては、当所の経営指導員がみなさままでヒアリングを行って推薦書を作成し、貴社の担当となった経営指導員と一緒に書類を作成していただきます。

また、経営改善計画の立案について、事前に行うべき経営指導員に協力を要請し、計画策定段階から経営内容や改善策を相談することも有効な方法の一つです。

マル経融資をご利用になる際のアドバイス

先ず、自らが融資の対象となるかどうかを認識していただくことが重要です。下表の欄を参照し、要件を満たす方は、資金を必要とする期日の上前に商工会議所に推薦依頼を行ってください。※推薦は、商工会議所内のマル経審査会

●運転資金として・・・仕入金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに
●設備資金として・・・工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに
ご活用ください

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資額	2,000万円以内	
ご返済期間(うち据置期間)	7年以内(1年以内)	10年以内(2年以内)
利率(令和3年10月現在)	1.21%(固定) ※利率は、金融情勢によって変動します。	
担保など	無担保・無保証人	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ◆常時使用する従業員(役員・専従者・パートを除く)が、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)・・・5人以下サービス業のうち宿泊業・娯楽業・・・20人以下製造業・その他・・・20人以下 ◆商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けている ◆最近1年以上、同一会議所の地区内で事業を営んでいる ◆納期の到来している税金をすべて完納している ◆日本政策金融公庫の融資対象業種である 	

①前期・前々期の決算書(決算後6ヶ月を経ているものは最近の試算書)
②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書(控)
③法人税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
④登記事項証明書
⑤見積書、契約書など

①前期・前々期の青(白)色決算書(控)
②前期・前々期の税務署受付印のある確定申告書(控)
③所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
④見積書、契約書など

※融資額が1,500万円を超える場合は別途、事業計画書が必要です。

経営者の退職金・節税対策にも有効です 小規模企業共済制度 のご案内

将来の備えと節税効果を同時に実現できる、小規模企業共済制度は、中小企業の経営者や役員、個人事業主の方にとって、重要な制度です。

1. 安心・確実？
小規模企業共済制度は、法律・小規模企業共済法に基づき、国が全額出資している独立行政法人中企共済が運営する制度です。

2. 制度に加入できる人は？
小規模企業共済制度に加入できるのは、次のとおりです。

3. 毎月の掛金はどのくらい？
掛金は、毎月1,000円から10,000円まで自由に選べます。

4. 掛金は税法上どのようなメリットがある？
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除されます。

5. 共済金の受取り方法は？
共済金の受取り方法は、一括受取りと分割受取りの2通りがあります。

6. 共済金の受取りは、一括受取りと分割受取りの2通りがあります。

7. 共済金の受取りは、一括受取りと分割受取りの2通りがあります。

正しい記帳代行をはじめませんか？

記帳代行とは、日々のお金の出入れをきちんと管理して記録していくのには大変なことです。専門知識がわからない部分も多く生じます。手間も人も時間もかかります。記帳代行サービスを利用すれば、毎月指定の日計帳簿に記入し、毎月10日提出するだけで、元帳・残高試算表・各月の売上仕訳帳を作成します。総勘定元帳の転記や残高試算表を作成することも、いつの間にか直接先送しとなりません。

しかし、当所の記帳代行サービスを利用すれば、中津商工会議所の専門職員が代行してくれます。その間も本職が代行してまいります。

入力の結果は、すべてパソコンにより計算処理され、毎月の財務状況・経営成績が正確に分析できます。また、融資に関するご相談や年末調整などのサービスも受けられます。

■記帳代行の料金(個人事業主対象)

項目	料金
記帳代行料	毎月 7,500円(税込) ※前年分の資料を2月以降に提出したもについては月額8,000円
決算代行料	記帳代行先: 21,000円(税込) / 記帳代行先以外: 25,000円(税込)
消費税代行料	本則課税 記帳代行先: 11,000円(税込) / 記帳代行先以外: 22,000円(税込) 簡易課税 記帳代行先: 5,500円(税込) / 記帳代行先以外: 11,000円(税込)
営業日誌(日計表)	1冊 400円(税込)

*記帳代行・決算代行は各事業所に沿ったサービスを提供しております。まずはお気軽にご相談ください。

■掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される所得金額	加入前の税額(a)			加入後の税額(b)			加入後の節税額(a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円		
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円		
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円		
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円		
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	52,400円	157,300円	367,000円		

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等控除した後の額で、課税の対象となる額を指します。

※2 税額表、令和元年1月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円として計算しています。

※3 節税額の計算については、中小企業ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。(http://www.smj.go.jp/skyosya/simulation/)

■所得額の確定申告書(B様式の例)

全額控除36万円(3万円×12か月)
課税所得金額400万円であれば109,500円の節税!

所得金額 400,000円
全額控除 360,000円
課税所得 40,000円
所得税 10,950円
住民税 5,000円
合計 15,950円

※共同経営者とは、事業に携わっている方で次の①～④を満たす方となります。

①事業の経営において重要な意思決定に必要となる、または事業に必要な資金を負担している。

②事業の執行に対する報酬を受けている。

③毎月の掛金はどのくらいか。

④事業の経営者として、共済金の請求事由が生じたとき、特定の要件に該当すれば、特定の手続きを受け取らなければならないこと。所定の掛金を支払うこと。そのほか、共済金の請求事由を継続することがあります。

5. 共済金の受取りは、一括受取りと分割受取りの2通りがあります。

6. 共済金の受取りは、一括受取りと分割受取りの2通りがあります。

7. 共済金の受取りは、一括受取りと分割受取りの2通りがあります。

8. 共済金の受取りは、一括受取りと分割受取りの2通りがあります。

中津商工会議所は健康経営を推進していきます!

健康経営とは、従業員等の健康を管理し、健康増進に取り組むことと捉え、戦略的な視点から、経営の根幹をなす新たな経営手法です。

これまで、従業員の健康を管理する自己責任、あるいは企業としてコスト削減を考えたこともあったが、今後ますます深刻化する人手不足問題、健康経営に注目を集める経営者が増え、従業員の健康づくりを「投資」とする企業は、相応の「リターン」が期待されるからです。先進的な健康経営に取り組む企業は、生産性向上、業績向上、従業員の活力向上、組織の活性化、企業価値向上(採用時の応募増加)などを期待されています。

また、労働管理・労務安全対策の視点から「法令遵守」「リスクマネジメント」の手法として注目をされています。

このように、健康経営は、企業が経営理念に基づいて、従業員等の健康増進に積極的に取り組むことにより、従業員の活力向上、生産性の向上など組織の活性化をもたらす、ひいては業績の向上と企業価値の向上、採用増加へ繋げていく取り組みです。

健康経営優良法人(認定制度)の取組も、日本再興戦略の中で、日本再興増進を図る国策の一つとして推進されている。現在も様々な取組が実施されています。

その一つが「健康経営優良法人認定制度」です。健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議に加盟する企業等の取組を認め、特に優れた取組を認める認定制度です。

健康経営に取り組む優良法人を見える化することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康経営を戦略的に推進している」として社会的評価を受けることが期待されています。

なお、健康経営優良法人2023年11月1日まで申請受付が行われており、中津商工会議所としても、事業者の皆さまの健康経営優良法人認定に向けてしっかりとサポートしてまいります。

今月のプレゼント 割烹丸清の手作り鯉かまぼこ 『はもさま』をプレゼント!!

割烹丸清は、車の公道にあるJR中津駅から徒歩3分のアクセスの良い場所に位置しています。創業昭和30年代の老舗割烹店です。創業以来、割烹丸清の健康経営の取り組みが、地域の健康課題を解決するために、お客さまへ提供されています。

割烹丸清は、健康経営だけでなく、創業理念には健康づくりの推進も含まれています。お客さまの健康づくりの推進も含まれています。お客さまの健康づくりの推進も含まれています。

その他にも、割烹丸清で水揚げされた天然素材、大分名産の天然素材、お客さまの健康づくりの推進も含まれています。

手作り、お客さまの健康づくりの推進も含まれています。

手作り、お客さまの健康づくりの推進も含まれています。

手作り、お客さまの健康づくりの推進も含まれています。



数字で脳トレ! 懸賞ナンプレ

ナンプレのルール

	9	3	7		1			
	2		8	A		3		
6								5
5				1				
7	4						5	3
		2						1
8								9
	3			4				2
		4		6	3	8		

【応募方法】 問題のA+B(黄色いマス)の合計と住所・氏名・電話番号・事業所名を明記して下記の宛先もしくはFAXにて応募ください。

宛先 中津商工会議所「懸賞ナンプレ」プレゼント係
締め切り 2021年11月12日(金)必着

FAXの方 0979-22-1750 郵送の方 〒871-8510 大分県中津市殿町 1383-1
※応募は一回一紙のみとさせていただきます。応募書類に明記された住所の個人情報は、中津商工会議所で管理されています。他への開示は一切行いません。応募品目、お返し方法は異なります。

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます

事業者の方へ

令和3年10月1日 登録申請 受付開始!

消費税のインボイス制度

令和5年10月1日から「適格請求書発行事業者(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

- ☑ [e-Taxソフト(WEB版)]、[e-Taxソフト(SF版)]をご利用いただくと同様に回答していくことで申請が可能
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能

※「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。

「インボイス制度」ってなに?

■先手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

■買手は入札参加の際の適用を受けるために、原則として、取引相手(先手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存(※)等が必要となります。

※ 買手は、自ら作成した仕入明細書(※)のうち、一定の範囲(インボイスに記載がある範囲)が記載された取引相手の提供を受けたものも保存することで、仕入明細書の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってなに?

先手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものになります。

インボイスの記載事項

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額(消費税及び地方消費税)及び消費税額
- 5 税率ごとに区分した消費税額
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを講師がわかりやすく解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も可能です。

開催日時	定員	費用	申込サイトへ
説明会サイトに掲載(随時開催)	100名(先着順)	無料 (通信費は実費となります)	

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、税関・インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00-17:00(土日祝除く)

●インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設ページ」をご覧ください。

新会員のご紹介 ご入会ありがとうございました!!

会 員 名	住 居	業 種	TEL	業 種
ARCAMA	和田 祥江	中津市島田本町26 Nビル1-3	0979-24-7490	飲食業
ビューティーサロン トラスト	石川 隆	中津市上加水862-4	080-6415-0373	エステ業
居酒屋のようなスナックのような	大塚真志子	中津市宮島町15-3 ロイヤルビル1F	0979-23-2122	飲食業
音音	原田 直	中津市加太434-5	0979-32-2551	食料品小売業
イト	池田 知美	中津市三光白木468-6	080-6360-1469	コンサルティング業
プレゼントの店たけお	竹野千代香	中津市日ノ出町1-224-1	0979-22-1199	雑貨小売業
むじやきな天彦	瀬口 美香	中津市三光佐伯1032 イオンモール三光2F	0979-43-2951	雑貨小売業
三楽工房	原田真佳志	中津市伊藤田2500	0979-27-6812	食料品小売業
居酒屋七福神	飯田 好美	中津市島田835-86	0979-23-4224	飲食業
スナック一馬	國澤代子	中津市船天神町835-19	-	飲食業
V I P	増田 好美	中津市島田461-205	0979-22-3717	飲食業

中津商工会議所の無料経営相談窓口 秘密厳守

ご相談の内容	ご相談担当者	開設日					開設時間 (12:00-13:00)	予約	場 所
		月	火	水	木	金			
まず、相談したい ◎公的助成制度の申請資金 ◎その他経営全般(創業、経営革新など)	商工会議所 経営指導員	○	○	○	○	○	9:00~17:00	随 時	中津商工会議所
雇用・労務 ◎就業規則、従業員の雇用 ◎雇用に関する助成金など	社会保険労務士				○ 第1		13:00~16:00	予約制	
特許・商標相談	弁理士			○ 第1			13:00~16:00	予約制	
働き方改革	働き方改革センター (社会保険労務士)				○ 第1 第2		13:00~16:00	予約制	
事業引継相談	事業承継推進員 事業引継支援センター ほか					8月3日(火)	13:00~	予約制	
						11月11日(木)	14:00~		
						令和4年2月8日(木)	15:00~		

●予約不要の窓口につきましては、混雑している際にはお待たし頂く場合があります。ご了承ください。
●中小企業者と創業予定の方の事業に関するご相談のみ承ります。
●臨時にお休みを頂く場合がございます。詳しくは下記連絡先までお尋ねください。
●ご予約後のキャンセル等は、事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。

ご予約・お問い合わせ 中津商工会議所 中小企業相談所 TEL 0979-22-2250

人も、会社も、もっと元気に!

中退共 小企業退職金共済制度

掛金の一部を国が助成
掛金は全額非課税。手数料も不要
外部積立型なので管理が簡単
パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ

中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

あなたの ナイスパートナー 商工会議所に ご入会ください。

私たちは、地域総合経済団体として、地域の未来を拓くため、中小企業の活力強化と地方創生を、全力で応援しています。



撮影場所：東京商工会議所ビル

日常に潜む「もしも」に備えた充実のラインナップ 低廉な保険料でご加入いただける、会員のための商工会議所保険制度



ビジネス総合保険制度

●事業活動における賠償リスク、災害による事業休業リスク、財物損壊リスクを総合的に補償します。

- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、サイバー、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保
- 保健所等指示による新型コロナウイルスの消費費用および消毒に伴う営業休止にかかる損失を補償

新型コロナも補償



業務災害補償プラン

●多様化・複雑化の傾向にある「労災事故」から会社も従業員もお守りします。

- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能
- パート・アルバイト、派遣、委託作業者のほか、下請負人も補償
- 政府労災で認定された業務・通勤による精神障害、脳・心疾患や新型コロナウイルスなどの疾病、自殺などを補償

新型コロナも補償



休業補償プラン

●経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、収入の減少部分を補います。

- 入院中のみならず、自宅療養期間中の就業不能も補償
- 就業外での病気(新型コロナウイルス・新型インフルエンザ含む)・ケガまで補償
- 医師の診査が不要で加入手続きが簡単
- 天災(地震・噴火・津波など)によるケガも補償

新型コロナも補償

輸出製品などの海外におけるPLリスク、リコールリスクに備えるなら



中小企業海外PL保険制度

海外取引先の債権回収不能リスクに備えるなら



輸出取引信用保険制度

海外での知財訴訟リスクに備えるなら



海外知財訴訟費用保険制度

個人・法人の情報漏えいリスクに備えるなら



情報漏えい賠償責任保険制度

～サイバーリスク補償型

海外での緊急避難・安全確保に備えるなら



海外危機対策プラン

※この商品は保険ではありません。

保険制度HP	https://hoken.jcci.or.jp
制度運営	日本商工会議所
お問い合わせ先	中津商工会議所



●本募集広告は概要であり、対象業種・補償内容・補償開始日は保険会社によって異なります。必ず重要事項説明書をご確認ください。●本募集広告は、商工会議所会員向け保険制度の事務管理を行う有限会社石垣サービスが日本商工会議所の経営協力により作成したものです。●商工会議所では、このほかにも「生命共済制度」「特定退職金共済制度」など、各種共済制度を取り扱っております。詳しくは、お近くの商工会議所にお問い合わせください。